

騒音規制法施行令で定める届出が必要な特定建設作業の種類

	特定建設作業の種類	騒音の基準が適用される機械の例	対象外のもの
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ● 打撃工法（ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、油圧パイルハンマ、エアハンマ等） ● 振動工法（バイブロハンマ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● もんけん（人力）、打ち込みを伴わない圧入式、アースオーガ併用くい打ち機は対象外 ● 場所打ちぐい（ベノト、アースドリル等）は対象外
2	びょう打機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ● リベットハンマ（リベッター、リベットガン等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● インパクトレンチ等は対象外
3	さく岩機を使用する作業 ※ ブレーカーを使用する作業を含む	<ul style="list-style-type: none"> ● 油圧ブレーカー（ジャイアントブレーカー、アイオン等） ● 手持式のもの（ハンドブレーカー、チップパー、チップング、ピックハンマ、電動ピック等） ● さく孔を主とするもの（レッグドリル、クローラドリル等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 圧砕機、ニブラ、コンクリートカッターは対象外 ● 作業地点が連続的に移動する作業では、1日の作業に係る2地点間の最大距離が50m以上の作業は該当しない
4	空気圧縮機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ● 原動機の定格出力が15kW以上（20.5PS以上） ● 吹付塗装やさく岩機の動力源以外で使用する作業等が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電動式コンプレッサーは対象外 ● さく岩機の動力源として使用する場合は対象外、但しさく岩機は「3さく岩機を使用する作業」として届出必要
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ● 混練機の混練容量が0.45m³以上 ● 混練機の混練重量が200kg以上 	<ul style="list-style-type: none"> ● モルタル製造用コンクリートプラントは対象外 ● ミキサー車は対象外
6	バックホウを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ● 原動機の定格出力80kW以上（109.1PS以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く ● 環境大臣が指定するものは、国土交通省HPの低騒音型機械指定状況を確認のこと
7	トラクターショベルを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ● 原動機の定格出力70kW以上（95.5PS以上） 	
8	ブルドーザーを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ● 原動機の定格出力40kW以上（54.6PS以上） 	

振動規制法施行令で定める届出が必要な特定建設作業の種類

	特定建設作業の種類	振動の基準が適用される機械の例	対象外のもの
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ● 打撃工法（ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、油圧パイルハンマ、エアハンマ等） ● 振動工法（バイブロハンマ等） ● アースオーガ併用くい打ち機（オーガ後にくいを打撃する） 	<ul style="list-style-type: none"> ● もんけん（人力）、打ち込みを伴わない圧入式は対象外 ● 場所打ちぐい（ベノト、アースドリル等）は対象外
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	<ul style="list-style-type: none"> ● 鋼球の落下または旋回による衝撃により、構造物を破壊するもの 	
3	舗装版破碎機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ● ハンマー落下の衝撃力で舗装面を破壊する作業をいうドロップハンマ式の舗装版破碎機 	<ul style="list-style-type: none"> ● 作業地点が連続的に移動する作業では、1日の作業に係る2地点間の最大距離が50m以上の作業は該当しない
4	ブレーカーを使用する作業（手持式のものを除く）	<ul style="list-style-type: none"> ● 油圧ブレーカー（ジャイアントブレーカー、アイオン等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 手持式のもの（ハンドブレーカー、チップパー、電動ピック等）は対象外ですが、騒音規制法に該当します ● 作業地点が連続的に移動する作業では、1日の作業に係る2地点間の最大距離が50m以上の作業は該当しない

